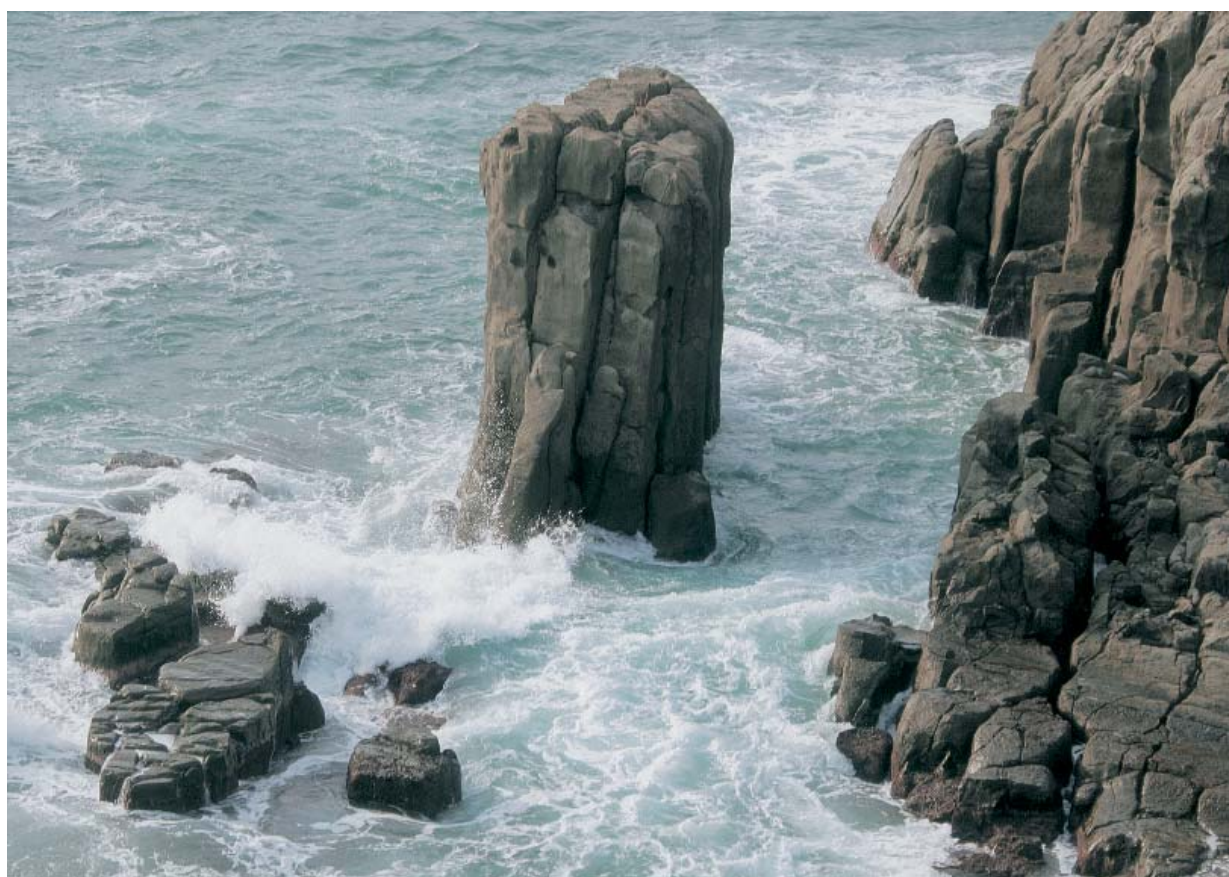


福 井 県 医 師 会

だより

第619号 平成25年(2013)1月

新 春 特 集 号



雪間の東尋坊 福井市 吉村 信

表紙写真説明：雪間の東尋坊

福井市 吉村 信

吹雪の日東尋坊を訪れた。坂井平野は雪で覆われており、東尋坊にも雪を期待したが、温かい潮風で岩場には、雪の欠片^{かけら}も見掛けられなかった。雪間に陽光が刺し込むと、瑠璃色の日本海、波濤の白、柱状節理の岩肌が、一瞬の絶妙なコントラストを見せた。

雪間陽^びに 渦巻く瑠璃の日本海

新年のご挨拶

福井県医師会長 大中正光

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、ご家族・職員お揃いで決意を新たに良き新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、にわか師走決戦・衆議院総選挙となりました。日本医師連盟の方針は、1) 政党ではなく、日医の医療政策を理解している人物本位で選択、2) 都道府県医師連盟の推薦候補者を原則として日医連盟も認める、3) 推薦候補者とは都道府県医師連盟との間で政策協定を取り交わす、でありました。そこで、県医師連盟は3小選挙区の全立候補者にアンケートに答えていただき、11月29日(木)県医師連盟委員総会を開き推薦候補者を決定し、3人の推薦候補者と「政策協定」を取り交わし、日本医師連盟に報告しました。人物本位と言うものの、結局3区とも自民党候補者となりました。2区、3区は数か所の郡市医師連盟が混在していましたので、苦渋の選択であったかもしれません。各郡市医師連盟の皆様には県医師連盟に対してご協力を賜り感謝申し上げます。政策協定を取り交わした3人の当選されました自民党衆議院議員の皆様には、今後ともその国会活動において私どもの医療政策を説明し続け、理解して頂く様に努力を続けて行かなければならないと考えています。今後の彼らの国会活動を検証してまいります。小選挙区選挙は2大政党による政権交代可能な選挙法と言われましたが、実際には1) 極端な大勝ち・大負け(振り子現象)、2) 政治に不慣れなチルドレンの輩出、3) 多数の政党の出現、4) 持続的な政権与党が出ないなど、首相が短期で交代し、長期的な政策が出来ない。これは日本の政党のガバナンスにも関係しますが、党内事情で衆議院議員の任期とは関係なく党首選挙が短期になされていることに問題があります。安定した国内政策・外交政策の実行が不可能になっています。

さて、昨年12月6日福井県医師会長として私の寄稿文「社会保険診療と消費税」が地元の福井新聞に掲載されました。その言わんとするところは、《私は診療報酬に対する控除対象外消費税(いわゆる損税)の解消を大前提として、社会保障4経費(年金・医療・介護・少子化)の安定財源を確保するための消費税引き上げに賛成する。その上で、医療機関の損税つまり控除対象外消費税問題解消のため社会診療報酬は課税対象とし、また、患者さんへの負担をかけないために0税率とし、つまり控除対象消費税(戻し税可能)とすべきと考える。現在、この問題に関しては、厚生労働省の「診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会」にて論議されているが、私は税の問題は厚生労働省ではなく政府の税務調査会等にて議論すべきアイテムと考える》です。患者さんの感想をお聞きますと(やや難解)とのことでした。私の文書力の問題として反省をしています。しかし、今回の選挙期間中に掲載していただいた福井新聞社には感謝申し上げます。今後も県医師会の医療政策を県民に理解して頂く様に努力をしてみたいです。

現在、平成25年度より始まる「第6次福井県保健医療計画」(5疾患・5事業、在宅医療、2次医療圏の見直し)の策定作業の上で、県の行政と医師会の多くの先生方との間で議論がなされています。国の方針をそのまま守っていきこうとする行政と、地方は地方のあり方を大事にしたいという医療側との間で多少の諍いはあるものの、県医師会としては県民の健康医療政策では積極的に指導的立場を取り、より良い「第6次福井県保健医療計画」が出来るように努力をしています。特に「2次医療圏の見直し」は地域の医療崩壊を更に進めるものとして強く反対の姿勢を取っております。

気になるのは「特定看護師認証制度の法制化」

問題が日医の反対にもかかわらず厚生労働省で粛々と進められています。昨年2月に閣議決定された「社会保障と税の一体改革大綱」では、医療サービス提供体制の制度改革のひとつとして、チーム医療を推進する方向性が示され、その目玉となっているのが特定医療行為を担う看護師の能力認証する仕組みが導入されようとしていることです。昨年の12月6日には助産師看護師法上で47項目を特定行為として明確にする案が浮上してきました。1) 厚労省が指定する研修を修了した看護師が(医師の包括的指示)を受けて実施する。2) 院内での研修などを経た一般看護師が(医師の具体的指示)を受けて実施する、の2つのパターンが想定されています。特定看護師のみの医行為を決めつけると、従来慣習的に行われていた普通の看護師の医行為が法律違反となるのを防ぐためとみられます。外科学会等の学会の多くが認識している認定看護師と看護協会が進めようとしている看護師特定能力認定制度とは双方に認識の乖離が

あり、日本医師会が苦慮しているところであり、厚労省の目論んでいる特定看護師は在宅医療での安価な〈医師もどき〉であります。ならば、経験豊かな看護師の医師資格取得への道を模索の方が医療の質を確保できるものと考えます。決して医師と看護師の仕事は同格ではありません。また、日本医師会の傘下に入っていた「日本医学会」が多くの学会団体の総意として、日本医師会から離れようとしています。このことは日本医師会が医療政策を担う学術集団としての立場が怪しくなります。

ふくい医療情報連携システム構築は末松総務理事の大変なご努力(全国一のシステムにする)で着々と進んでいます。県医師会館建替えの問題も紆余曲折はありますが丁寧に進めています。

新年が県医師会会員皆様方とご家族並びに従業員の皆様と、また、福井県民の皆様方にとって素晴らしい年でありますように願っています。今後とも、県医師会の事業運営に全幅の御協力をお願い申し上げます。

謹 賀 新 年

福 井 県 医 師 会

平成25年 元旦

副 議 監
議 長 事

理 副 会
事 会 長

大 大 田 奥 新 芳 榊 月 吉 木 伊 廣 小 坂 荒 安 貴 坪 三 野 長 宇 広 末 池 奥 大
野 滝 辺 村 谷 野 原 岡 田 水 部 瀬 林 井 井 原 志 川 崎 村 谷 治 瀬 松 端 村 中
達 正 良 拓 佳 一 幹 正 晃 龍 達 健 正 修 洋 俊 明 元 光 行 真 哲 幸 雄 正
克 郎 明 二 也 克 郎 雄 美 潔 裕 吉 治 志 雄 郎 一 仁 孝 積 雄 雄 紀 男 彦 外 光